

# 令和8年度 新潟県動物愛護推進員 募集案内



## 動物愛護推進員を募集します！



新潟県では、お住まいの地域の動物愛護及び適正飼養推進のために、積極的・自主的な活動をしていただくボランティアとして「新潟県動物愛護推進員」を募集します。

### 動物愛護推進員の具体的な活動事例

- しつけ方教室等の行政イベントでのお手伝い
- 動物愛護・適正飼養の普及啓発資料の配布・掲示
- 動物飼育が困難となった方の相談対応や猫の不妊手術に関する助言
- 福祉施設での動物とのふれあい活動
- 犬の散歩コースの清掃活動
- 新しい飼い主探し
- 動物愛護イベントの企画・運営



#### 応募資格 以下の条件を全て満たす方

- (1) 県内（新潟市を除く）にお住まいの満20歳以上の方（令和8年4月1日現在）  
※新潟県職員の方は委嘱を受けることはできません。
- (2) 動物愛護や適正飼養等の推進に熱意と識見をお持ちの方
- (3) お住まいの地域で新潟県や市町村が行う動物愛護行政に協力する意欲のある方
- (4) 動物の愛護及び管理に関する法律等に反する行為等により、行政機関から文書による指導、勧告又は命令等を受けたことのない方

#### 任期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間・再任可能です）

#### 謝礼等 活動に対する謝礼や交通費などの支給はありません。

#### 募集期間 令和8年1月5日（月）から令和8年1月30日（金）まで（当日消印有効） ◎応募方法等の詳細は、「応募方法」を御覧ください。

#### 活動内容 **(1) 動物愛護と適正飼養の推進**

お住まいの地域において、積極的・自主的に地域住民への情報提供や飼い主からの求めに応じて助言をしていただきます（飼い方やマナーのアドバイス、チラシの配布など）。

#### **(2) 行政との連携・協働**

県や市町村から依頼された事項に協力していただきます。また、動物に関する法令や行政の施策の内容を知っていただき、施策への協力・地域の皆様への普及を行っていただきます（連絡会議、イベントへの参加など）。

※なお、行政機関が作成した普及啓発教材や動物愛護に関する資料及び県が実施する講習会等の御案内は、随時提供いたします。

### (3) 地域の動物愛護の現状報告等

動物愛護推進員を対象としたアンケートに回答していただきます。  
また、動物愛護推進員としての活動を年に1回報告していただきます。

- 公務員に準ずるような職務資格は有しないので、立入り・監視指導や措置命令などの権限はありません。
- 活動を行う上で知り得た情報は第三者に漏らしてはいけません。  
なお、動物愛護推進員としての任を解かれた後も同様です。

#### □ 応募方法 **応募書に必要事項を御記入の上、封筒に入れて郵送してください。**

※パスポート用サイズ(4.5cm×3.5cm)のカラー写真1枚を同封してください。  
(6ヶ月以内に撮影した、無背景、無帽、上半身正面のもの)  
※応募書類は返却いたしません。

応募書類の郵送先：〒950-8570 (所番地の記入は不要です)  
新潟県福祉保健部生活衛生課 動物愛護・衛生係

#### □ 選考方法 **面接により、選考審査を行います。**

※日時等については応募者全員にあらためて郵送で連絡します。  
※面接当日は、面接の前に講義形式の簡単な研修を受けていただきます。  
※面接・研修は、3月上旬に新潟市内及び長岡市内での実施を予定しています。  
なお、御要望があれば、上越、佐渡地域においても面接・研修を行います。  
※面接の結果及び地域ごとの配置状況等を考慮し、動物愛護推進員として適任であると認めた方について委嘱を行います。

#### □ 結果通知 **決定後速やかに、御応募いただいた方全員に個別に郵送でお知らせします。** なお、審査結果等の詳細に関するお問い合わせにはお答えできませんので予め御了承ください。

#### □ その他の情報 **新潟県ホームページにおける動物愛護推進員の募集案内等については、次の箇所から御覧いただけます。**

募集案内及び応募書  
はこちら  
(新潟県 HP「令和8  
年度新潟県動物愛護推  
進員を募集します」)



新潟県動物愛護推進員設置要綱はこちら  
(新潟県 HP「動物愛護推進員について」)



お問い合わせ先：新潟県福祉保健部生活衛生課 動物愛護・衛生係

電話 025-280-5206 / FAX 025-284-6757  
メール ngt040250@pref.niigata.lg.jp